資料１

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」についていただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」について学識経験を有する者、関係都県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。

【いただいたご意見の概要数】

学識経験を有する者：20 件、関係都県：7 件、意見募集：0 件

国土交通省　関東地方整備局

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
１．　利根川・江戸川の概要 1.1 利根川の流域及び河川の概要	1	・　河川整備は水害発生を防止しつつ、河川の持つ多面的機能の発揮が促進されるものでなければならない旨を記載してほしい。	・　変更案「1.1 利根川の流域及び河川の概要」において、「利根川水系が自然環境と生態系、憩いと安らぎを与える場となっている」旨追記しました。
	2	・　「我が国有数のオオセッカの繁殖地となっており」との記載について、変更原案で削除されているため、記載を検討いただきたい。	・　ご意見を踏まえ、「1.1 利根川の流域及び河川の概要」の「利根川中下流部に、我が国有数のオオセッカの繁殖地となっている」旨追記しました。
1.2 治水の沿革	3	・　主な洪水の流域平均雨量について、計画対象降雨の継続時間が 48 時間となったことをふまえ、3 日雨量ではなく 48 時間雨量で記載すべき	・　ご意見を踏まえ 48 時間雨量で記載しました。
	4	・　渡良瀬遊水地整備の背景にある足尾銅山や鉱毒被害のような過去の経緯を記載すべき	・　変更案「1.2 治水の沿革【参考】」に「渡良瀬遊水地の歴史谷中村廃村と遊水地化」について記載しています。
1.3 利水の沿革	5	・　水利用についての記述をしていることから「首都圏における社会､経済活動の重要な基盤をなしている。」から「首都圏における社会、経済活動を支える重要な役割を担っている。」に変更してはどうか。	・　ご意見を踏まえ、「首都圏における社会、経済活動を支える重要な役割を担っている」に修文しました。
2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	6	・　流域治水プロジェクトの具体的な取組である特定都市河川の指定に関して､表現の適正化を図ってほしい。	・　ご意見を踏まえ修文しました。
	7	・　令和 6 年（2024 年）3 月に流域治水プロジェクト 2.0 に更新した旨、記載してほしい	・　ご意見を踏まえ修文しました。
2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	8	**(1)水質** ・　酸性流入河川の例として、その他箇所では「遅沢川」から「湯川」に変更しているが、本項は遅沢川のままとなっている。	・　ご意見を踏まえ「湯川」に修正しました。
2.4 河川維持管理の現状と課題	9	・　土砂収支という観点でモニタリングを実施してほしい。	ご意見を踏まえ、変更案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所(9)総合的な土砂管理の推進」に、「山腹崩壊、ダム貯水池での堆砂、河床変動、濁水の長期化、河口砂州の形成、海岸線の後退、河川生態への影響など土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、関係機関が連携・調整の上、流域の源頭部から海岸までを一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、都県、市区町村及びダム管理者等が相互に連携し、河床材料や河床高、汀線等の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			組む」旨追記しました。
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	10	・ 「水質については、水質の悪化が著しい区間において、地域住民や関係機関と連携を図り、その改善に努める。」とされているが、流域の取組として実施するべきと考えられるため、「水質の悪化が著しい区間において、」を削除してほしい。	・ ご意見を踏まえ「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に、「水質については、地域住民や関係機関と連携を図り、水質の保全及び改善に努める」旨に修文しました。
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	11	・ 河川の整備に当たっての考え方を示してほしい	・ 変更案「5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」において、「河川の整備に当たっては、背後地の人口・資産の集積状況、河道や沿川の土地利用状況、現況の河川の状況や、今後必要な対策量等も踏まえ、河道掘削による河道配分流量の増大や洪水調節機能の強化等、本支川ともにバランスよく治水安全度を向上させる」旨記載しています。
	12	・ 治水機能増強検討調査の具体を記載してほしい	・ 変更案「①八斗島上流部における治水機能増強検討調査」において、「既設ダム等を最大限活用した事前放流や操作方法の見直し、治水・利水の貯水容量の再編等についての調査・検討や、さらに洪水調節機能の増強が必要な場合には、既設ダムの放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行う」旨記載しています。
	13	**(1)洪水を安全に流下させるための対策　2)河道掘削等について** ・河道掘削箇所についてモニタリングしてほしい ・河川樹木の伐採に関し、広大な面積、長距離を一度に実施すると動植物への影響が大きいため、伐採を行う際は、区間を区切って伐採を行う等、工夫をしてほしい。 ・河道掘削により、河道の断面形状が現況と変更となることから、正常流量への影響が出るのではないか。	・ 変更案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所(9)総合的な土砂管理の推進」に、「河床材料や河床高、汀線等の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取組む」旨追記しました。 ・ ご意見を踏まえ、変更案の「5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項(1)洪水を安全に流下させるための対策　2)河道掘削等」に、「樹木伐採を行う際は、伐採範囲、手順等について有識者等の意見も踏まえて実施する」旨追記しました。 ご意見を踏まえ、変更案の「5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項(1)洪水を安全に流下させるための対策　2)河道掘削等」に、「河道掘削前後の水位等を確認し、治水、利水、環境への影響の確認を行う」旨追記しました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	14	**(1)洪水を安全に流下させるための対策　5)遊水地及び調節池の洪水調節機能の強化** ・遊水地や調節池については、洪水時の防災機能の向上が優先されるべきだが、施設の整備と併せて環境の保全・創出に関しても記載できないか。	・　ご意見を踏まえ 、「5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項(1)洪水を安全に流下させるための対策　5)遊水地及び調節池の洪水調節機能の強化」に、「遊水地の環境変化に関する調査、検討を行い、良好な河川環境の保全・創出に努める」旨記載しました。
	15	**(3)超過洪水対策について** ・高規格堤防の整備の予定ラインは、地域住民にとって重要な情報であるため示すべき ・江戸川右岸の高規格堤防整備区間と首都圏氾濫区域堤防強化対策区間に挟まれた通常の堤防区間に対し、必要な安全性は有していることは理解しているが、堤防幅が上下流部に比べ狭いことから地域住民が不安を持つことが懸念されるため、何か対策を検討してほしい ・江戸川下流部における高規格堤防整備には時間がかかることから上流側の整備が先行してしまうことが懸念される。上下流バランスを図った整備を実施してほしい	・　ご意見を踏まえ、予定ラインについては、変更案「附図3 洪水対策等に関する施行の場所【江戸川】」に記載しました。 ・　江戸川右岸の高規格堤防整備区間と首都圏氾濫区域堤防強化対策区間に挟まれた区間や左岸の通常の堤防区間に対しては、「(1)洪水を安全に流下させるための対策　2)河道掘削等」に記載の「掘削土を活用した堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策」を実施することを検討して参ります。
5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	16	**(1) 水質改善対策** ・　「河川の状況、同等の状況を踏まえ下水道の関連事業や関係機関との連携調整をする」と書かれているが、「上下水道、農業・水産業等の関連事業」となると望ましい。	・　ご意見を踏まえ、「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項(1)水質改善対策」を「河川の状況、同等の状況を踏まえ上下水道、農業・水産業等の関連事業や関係機関との連携調整をする」に修文しました。
	17	**(2) 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出** ・　河川整備にあたり、動植物の生息の場の消失を最小限に抑え、環境への影響の低減することについて検討するべき。 ・　利根川上流部の1～2行目にかけて、「礫河原、ヨシ・オギ原、瀬・淵、ワンド・たまりの保全に努める」とあるので、2～3行目は「礫河原、ヨシ・オギ原、瀬・淵、ワンド・たまりが消失する場合」と記載するのではないか。 ・　江戸川水閘門について改築と併せての魚道整備を実施するとのことだが、河川環境の整備と保全に関する事項にも追記してほしい。	・　ご意見を踏まえ「5.1.3河川環境の整備と保全に関する事項　(2)動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出」に「動植物の生息の場の消失を最小限に抑え、環境への影響を低減することを検討する」旨記載しました。 ・　ご意見を踏まえ「5.1.3河川環境の整備と保全に関する事項　(2)動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出」の利根川上流部を「礫河原、ヨシ・オギ原、瀬・淵、ワンド・たまりが消失する場合」に修文しました。 ・　ご意見を踏まえ「5.1.3河川環境の整備と保全に関する事項　(2)動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出」の江戸川に「江戸川水閘門において、老朽化対策と併せて耐震補強、魚類の遡上・降下環境の改善を図る」旨追記しました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取組む対策	18	・ 流域水害対策計画に基づく国の取組も、記載すべきではないか	・ ご意見を踏まえ「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取組む対策」を、「流域水害対策計画に基づくり取組を推進する」旨の記載に修文しました。
6.2 地域住民、関係機関との連携・協働	19	・ 地域と川との関係づくりを推進することについて記載してほしい	・ 変更案「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に、「生態系ネットワークの形成、水源地域ビジョンやかわまちづくりの取組等により、地域の経済の持続的な活性化やにぎわいの創出、水源地と下流の自治体間など流域自治体や住民間の連携を図ること、実施に当たっては、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供、共有すること等により、河川と流域住民等とのつながりや流域連携を促進し、河川清掃、河川愛護活動、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境学習等の支援の充実を図る」旨記載しています。
6.4 治水技術の伝承の取組	20	・ 川と人との歴史を振り返ることによる防災意識を高める活動について記載すべき	・ 変更案「6.4 治水技術の伝承の取組」において、「これまでの川と人の長い歴史を振り返り、先人の智恵に学ぶことが肝要なことから、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努めるとともに、減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら、施設の保全・伝承に取組む」旨記載しています。
その他	21	・ 変更河川整備計画の内容について、流域住民へわかりやすい資料を作成してほしい	・ ご意見を踏まえ、資料5の通り作成しました。
	―	―	・ 誤字、脱字の修正をしました。